

盛土規制法に基づく
国等の協議による
許可の特例についての手引き

令和 7 年 4 月

高崎市開発指導課

この手引きは、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）の規定に基づく盛土等の許可などの手続きについて、国又は都道府県、政令指定都市若しくは中核市が行う工事についての取扱いを定めたものです。

盛土規制法では、国又は都道府県、政令指定都市若しくは中核市が行う工事については、許可権者との協議を行うことにより、許可があったものとみなす（許可の特例）としていることから、本手引きにて協議の手続きの具体的な説明をしています。

なお、本手引きに記載がない事項については、「盛土規制法の手引き（高崎市開発指導課）」に準じます。

適用範囲となる主な発注機関

・国又は都道府県、政令指定都市若しくは中核市

（高崎市教育委員会、高崎市上下水道局、高崎工業団地造成組合及び高崎市・安中市消防組合等を含む）

目次

1. 規制対象となる工事について.....	1
2. 許可不要の工事について.....	2
2. 1 公共施設用地での工事.....	2
2. 2 その他許可不要工事について.....	2
3. 手続きの流れについて	3
4. 事前相談について.....	5
5. 同意の取得について	5
6. 周辺住民への周知について	5
7. 協議に必要な書類について	5
8. 技術的基準について	7
9. 標識の掲示について	7
10. 中間検査が必要な工事について	7
11. 中間検査の項目について	9
12. 定期報告について	9
13. 完了検査について	10
14. 手数料について.....	10
15. 工事内容を変更する場合について.....	10
16. 各種様式.....	11
様式 協議申請書（土地の形質変更）	11
様式 協議申請書（土石の堆積）	13

様式	標識（土地の形質変更）	15
様式	標識（土石の堆積）	16
様式	中間検査申請書	17
様式	定期報告書	18
様式	完了検査申請書	19

1. 規制対象となる工事について

盛土規制法において、規制対象となる工事の規模は表 1 の通りです。
ただし、「2. 許可不要の工事について」に記載する工事を除きます。

表 1 規制対象となる工事の規模

・ 宅地造成等工事規制区域 ・ 特定盛土等規制区域		イメージ図
土地の形質変更 (盛土・切土)	① 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	
	② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	
	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの	
	④ 盛土で高さが2m超となるもの	
	⑤ 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が1m超かつ面積が500m ² 超となるもの	
一時的な土石の堆積	①地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が2m超かつ面積が300m ² 超となる土石の堆積	
	②地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が1m超かつ面積が500m ² 超となる土石の堆積	

※崖とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいいます。

2. 許可不要の工事について

2. 1 公共施設用地での工事

盛土規制法においては、公共施設用地における工事を規制対象外としています。

公共施設用地とは、下記の施設の用に供されている土地（供されることが決まっている土地も含む）を言います。

道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第二条第二項に規定する防衛施設、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、農業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設

ここで言う道路とは、道路法による道路等の、国又は地方公共団体が管理又は監督する道路をいいます。そのため、私道、農道、里道は規制対象となります。

なお、省令第8条1号に規定する土地改良事業等により整備される農道については許可不要となります。

ここで言う公園とは、①都市公園法による公園、②国又は地方公共団体が管理する公園、③自然公園法に基づき公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設をいいます。

公共施設用地以外の公共事業、例えば庁舎や図書館、私立学校、保育所（公立含む）などは規制対象となります。

2. 2 その他許可不要工事について

盛土規制法施行令及び施行規則において定める許可不要となる工事は下記の通りです。

- ・ 鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等）
- ・ 鉱業法に基づく鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事等）
- ・ 採石法に基づく岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
- ・ 砂利採取法に基づく砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
- ・ 土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水施設の新設等）、土地改良事業に準ずる事業
- ・ 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
- ・ 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等
- ・ 土壤汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等
- ・ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物若しくは除去土壌の保管又は処分
- ・ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- ・ 国及び地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事

3. 手続きの流れについて

手続きの流れは、土地の形質変更（盛土・切土による造成）については図 1、土石の堆積（一時堆積）については図 2 の通りとなります。

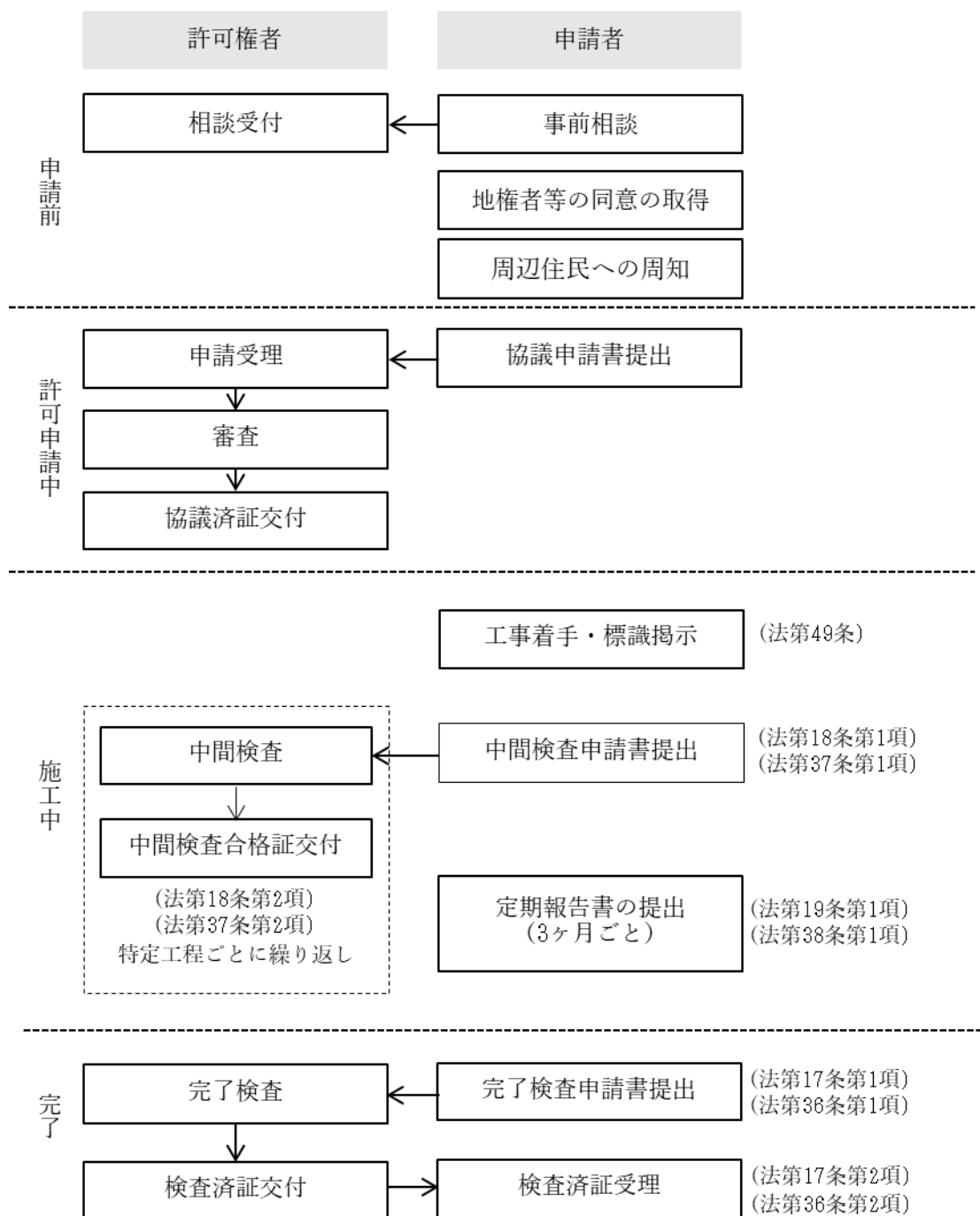


図 1 土地の形質変更に該当する工事の手続の流れ

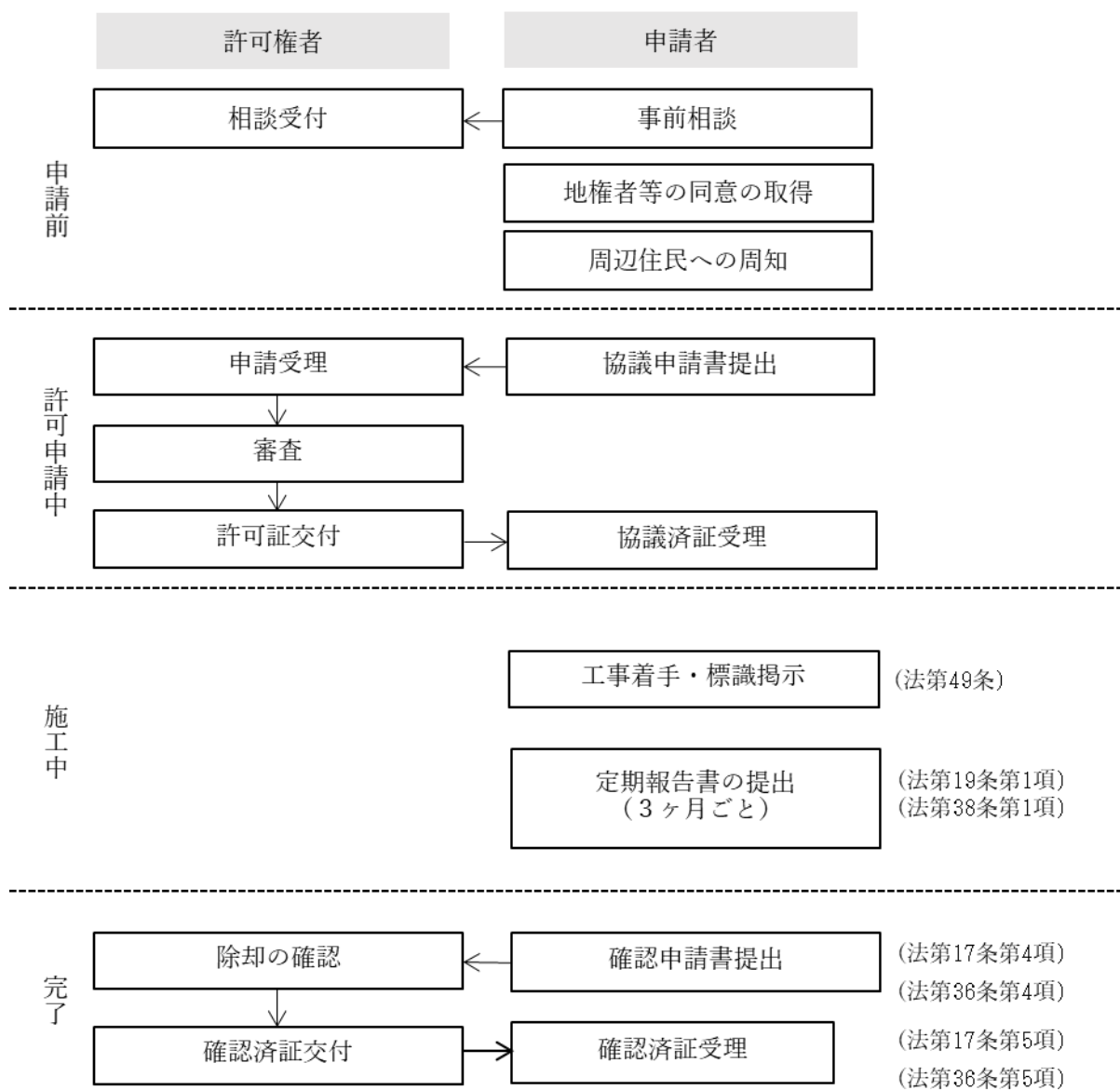


図 2 土石の堆積に該当する工事の手続の流れ

4. 事前相談について

実施予定の事業が、盛土規制法の規制対象となる規模に該当するか確認し、手続き等で不明な点があればご相談ください。事前相談は必須ではありませんが、事前にお話をいただくことで、その後の手続きが円滑に進みます。

5. 同意の取得について

事業区域に民地を含む場合は、所有者の同意を得てから工事を行ってください。同意の取得は当然なされているものと考え、協議において同意の取得状況を書面で確認することはしません。

6. 周辺住民への周知について

周辺住民へ工事の周知を行い、トラブルとならないようにしてください。適切な方法での周知が当然行われているものと考え、協議において周知の状況を確認することはしません。

7. 協議に必要な書類について

表 2 及び表 3 の通りとなります。

表 2 協議に必要な書類

必要書類			備考
	形質変更	土石の堆積	
☐ 協議申請書	○	○	「13. 各種様式」参照
☐ 現地写真	○	○	2 方向以上から撮影したもの
☐ 擁壁の設計書（構造計算書含む）	○		鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合
☐ 法面の安定計算書	○		①長大法面（盛土高 10m 超）の場合 ②崖面を擁壁で覆わない場合
☐ 崖面崩壊防止施設の概要	○		壁面崩壊防止施設を設置する場合
☐ 流量計算書	○		
☐ 三次元解析による安定性の検討資料 （検討の根拠となる資料全て含む） ※結果の妥当性を有識者に諮ること。	○		高さ 15m 以上の盛土をする場合

表 3 協議に必要な図面

必要図面			明示すべき事項
	形質変更	土石の堆積	
□位置図	○	○	方位、道路及び目標となる地物
□地形図	○	○	方位、及び土地の境界線
□土地の平面図	○	○	盛土又は切土をする前後の地盤面の標高 擁壁の位置 土砂流出防止措置の内容 等
□土地の断面図	○	○	盛土又は切土をする前後の地盤面
□排水施設の平面図	○		雨水の流下方向、排水施設の位置、種類、材料、形状、 内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及 び放流先の名称
□排水施設構造図	○		方位、道路及び目標となる地物、排水施設の種類、材 料、管径、勾配、延長、流下方向、放流口の位置、放流 先の名称、構造、区域内の集水を示す流水の方向
□崖の断面図	○		崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上である ときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は 切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法
□擁壁の展開図	○		擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込 めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を 設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐい の位置、材料及び寸法
□擁壁の詳細図 (配筋図含む)	○		擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層 の位置及び寸法
□崖面崩壊防止施設の断面 図、展開図、詳細図	○		崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の 材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後 の地盤面の高さ、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及 び寸法

8. 技術的基準について

盛土規制法の規制対象となる工事が従うべき技術的基準については、『盛土規制法の手引き（高崎市開発指導課）』を参照してください。工事の設計が、技術的基準に照らした内容となっているかを確認します。

9. 標識の掲示について

盛土規制法においては、許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならないとしています。「16. 各種様式」に示す様式に従い、標識を掲示してください。掲示期間は工事着手の日から完了の日までとなります。

10. 中間検査が必要な工事について

政令で定められた特定工程を含む工事については、中間検査を受検する義務があります。中間検査に合格し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程に着手することができません。

中間検査は対象となる工事の規模が表 4 の通り定められています。

表 4 中間検査の対象となる工事の規模

①	盛土で高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
②	切土で高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
③	盛土と切土とを同時に行い、高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土
④	盛土であって、高さが5メートルを超えるもの
⑤	盛土又は切土であって、盛土又は切土をする土地の面積が3000平方メートルを超えるもの

中間検査の対象となる特定工程及び特定工程後の工程は表 5 のとおりです。特定工程とは、具体的には地下排水施設（暗渠排水工、基盤排水層、暗渠流末の処理、水平排水層）のことをいいます。詳細は『盛土規制法の手引き（高崎市開発指導課）』を参照してください。

なお、土石の堆積に関する工事は中間検査対象ではありません。

表 5 特定工程について

特定工程	特定工程後の工程
（政令で規定）盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程	排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程

地下排水施設の設置が完了したら、周囲を埋める前に中間検査申請書を提出し、中間検査を受けてください。

中間検査申請書の様式は「16. 各種様式」参照。

1 1. 中間検査の項目について

中間検査では、政令で定める技術的基準に適合していることを確認します。検査項目は表 6 に示すとおりです。中間検査時に写真を提示してください。

表 6 土地の形質変更に伴う完了検査項目

検査項目	提出する書類			検査員による確認 (中間検査)
	工事写真 (中間検査時に提出)			
	撮影内容	撮影時期	撮影頻度	主な確認内容
暗渠排水工、暗渠 流末の処理	①排水施設の全景 ②排水管の接合 ③管径 ④勾配	施工後（埋戻し前）	①全体が写るように撮影 ②③④延長 120m に 1 箇所 断面が変化する場合は、断面ごと	管径、勾配
基盤排水層・水平 排水層	①排水層の全景 ②排水層の幅 ③排水層の厚さ	施工後（埋戻し前）	①全体が写るように撮影 ②③延長 120m に 1 箇所 断面が変化する場合は、断面ごと	幅、厚さ

1 2. 定期報告について

一定規模（表 7）以上の工事については 3 か月ごとの定期報告が必要です。

定期報告書、現地写真、工程表を提出してください。

定期報告書の様式は「16. 各種様式」参照。

表 7 定期報告が必要となる工事の規模

工事種別	定期報告を要する規模
土地の 形質変更	①盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの ②当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの ③同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの ④①又は③に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの ⑤①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土で、土地の面積が3,000m ² を超えるもの
土石の 堆積	①高さが5mを超える土石の堆積で、土地の面積が1,500m ² を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積で、土地の面積が 3,000m ² を超えるもの

1 3. 完了検査について

工事が完了したら、完了検査申請書を提出して完了検査を受けてください。完了検査では、政令で定める技術的基準に適合していることを確認します。工事写真も確認しますので提示してください。

完了検査申請書の様式は「16. 各種様式」参照。

1 4. 手数料について

手数料は、高崎市宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例第 2 条の規定により、徴収しません。

1 5. 工事内容を変更する場合について

工事内容を変更する場合は、再度協議を行う必要があります。変更箇所のわかる資料を提出してご相談ください。

16. 各種様式

様式 協議申請書（土地の形質変更）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第15条第1項 第34条第1項 } の規定により、協議を申請します。					
年 月 日 高崎市長 殿					
申請者 氏名					
1 工事主である法人の名称及び代表者氏名					
2 工事施行者である法人の名称及び代表者氏名					
3 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
4 土地の面積		平方メートル			
5 工事着手前の土地利用状況					
6 工事完了後の土地利用					
7 盛土のタイプ		平地盛土、腹付け盛土 ・谷埋め盛土			
8 土地の地形		溪流等への該当 有・無			
9 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル

	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				センチ メートル	メートル
	ト 崖面の保護の方法				
	チ 崖面以外の地表面の 保護の方法				
	リ 工事中の危害防止の ための措置				
	ヌ そ の 他 の 措 置				
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日			
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日				
ワ 工 程 の 概 要					
※ 受 付 欄	※決 裁 欄	※ 許可に当たって付 した条件		※許 可 番 号 欄	
年 月 日				年 月 日	
第 号				第 号	
係員氏名				係員氏名	
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の工事施行者は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 2 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 3 欄は、代表地点の緯度及び経度を小数点以下第一位まで記入してください。 5 8 欄は、溪流等(盛土規制法の手引き参照)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。					

様式 協議申請書（土石の堆積）

土石の堆積に関する工事の協議申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>第15条第1項</td> </tr> <tr> <td>第34条第1項</td> </tr> </table> の規定により、協議を申請します。				第15条第1項	第34条第1項
第15条第1項					
第34条第1項					
年 月 日 高崎市長殿					
申請者 氏名					
1 工事主である法人の名称及び代表者氏名					
2 工事施行者である法人の名称及び代表者氏名					
3 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
4 土地の面積		平方メートル			
5 工事の目的					
工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル			
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル			
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル			
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配				
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置				
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置				
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅		
			メートル		
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置					

	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の 流出を防止する措置			
	ヌ 工事中の危害防止のための措置			
	ル そ の 他 の 措 置			
	ヲ 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年	月	日
	ワ 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年	月	日
	カ 工 程 の 概 要			
※ 受 付 欄	※決 裁 欄	※ 許可に当たって付 した条件	※ 許 可 番 号 欄	
年 月 日			年 月 日	
第 号			第 号	
係員氏名			係員氏名	
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の工事施行者は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 2 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 3 欄は、代表地点の緯度及び経度を小数点以下第一位まで記入してください。 5 6 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。				

様式 標識（土地の形質変更）

		← 90 センチメートル以上 →			
↑ 70 センチメートル以上 ↓	宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可済標識				
	1	工事主の住所氏名	見取図		
	2	協議番号		第 号	
	3	協議年月日		年 月 日	
	4	工事施行者の氏名			
	5	現場管理者の氏名			
	6	盛土又は切土の高さ		メートル	
	7	盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル	
	8	盛土又は切土の土量		盛土	立方メートル
				切土	立方メートル
	9	工事着手予定年月日		年 月 日	
	10	工事完了予定年月日		年 月 日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先				
12	許可担当の部局名称連絡先				
		↑ 50 センチメートル以上 ↓			

〔注意〕

1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は 5 欄の現場管理者は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式 標識（土石の堆積）

← 90 センチメートル以上 →				
↑ 70 センチメートル以上 ↓	土石の堆積に関する工事の許可済標識			
	1	工事主の住所氏名		見取図
	2	許可番号	第 号	
	3	許可年月日	年 月 日	
	4	工事施行者の氏名		
	5	現場管理者の氏名		
	6	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	7	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	8	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	9	工事着手予定年月日	年 月 日	
	10	工事完了予定年月日	年 月 日	
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可担当の部局名称連絡先			
		↑ 50 センチメートル以上 ↓		

〔注意〕

1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は 5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式 中間検査申請書

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

高崎市長殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 18 条第 1 項
第 37 条第 1 項 } の規定による中間検査を申請します。

1 協議番号	第 号		
2 協議年月日	年 月 日		
3 工事を行っている土地の所在地及び地番			
4 工事施行者住所氏名			
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第 回	
	特定工程		
	特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日	
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	検査実施回	第 回	第 回
	特定工程		
	中間検査合格証		
	番 号	第 号	第 号
	交付年月日	年 月 日	年 月 日
7 今回申請以降の中間検査受検予定	検査実施回	第 回	第 回
	特定工程		
	特定工程に係る工事終了予定年 月 日	年 月 日	年 月 日
8 備考			

〔注意〕

- 1 工事主又は 4 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 6 及び 7 欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

様式 定期報告書

定期報告書

年 月 日

高崎市長殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 19 条第 1 項又は第 38 条第 1 項の規定に基づき、工事の実施状況等について以下のとおり報告します。

共通	1	工事が施行される土地の所在地	
	2	工事の協議年月日及び協議番号	
	3	前回の報告年月日 (2回目以降のみ記入)	
宅地造成又は特定盛土等に関する工事	4	報告の時点における盛土又は切土の高さ	
	5	報告の時点における盛土又は切土の面積	
	6	報告の時点における盛土又は切土の土量	
土石の堆積に関する工事	7	報告の時点における土石の堆積の高さ	
	8	報告の時点における土石の堆積の面積	
	9	報告の時点における堆積されている土石の土量	
	10	前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	

(備考) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について報告を行う場合は 1 欄から 6 欄までを、土石の堆積に関する工事について報告を行う場合は 1 欄から 3 欄まで及び 7 欄から 10 欄までを記入すること。

添付資料

- ・工程表（実績を記入したもの）
- ・現地写真（2 箇所以上から撮影したもの）

様式 完了検査申請書

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

高崎市長殿

工事主 住所

氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 17 条第 1 項
第 36 条第 1 項 } の規定による検査を申請します。

1 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2 協 議 番 号	第 号
3 協 議 年 月 日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備 考	